

令和4年度兵庫県認証食品消費喚起対策事業（認証食品ストリート事業） に係る業務委託仕様書

1 業務目的

兵庫県認証食品（以下、「認証食品」という。）が購入あるいは飲食できる環境作りを行い、幅広い世代に対して認証食品のPRを行うことで、認証食品の認知度向上と需要拡大を図る。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 委託料（予定）

2,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託内容

（1）内容

県内において認証食品の販売店（以下、「販売店」という。）とメニューにおいて認証食品を使用する飲食店（以下、「飲食店」という。）が並存する地区又は通り等において、販売店と飲食店が連携した「買える、食べられる」場を消費者に提供するとともに、次に掲げる取組を併せて行うものとする。

- ①販売店での認証食品販売促進
- ②飲食店による認証食品のPR

（2）留意事項

- ①実施箇所については、受託者自らが選定を行うこと。
- ②委託期間中、2週間以上の取組を1箇所で2回以上または2カ所以上で実施すること。
- ③販売店での販売または飲食店によるメニュー提供で、認証食品の購入費用には委託料を充当しないこと（ただし、メニュー開発に必要な認証食品の購入費は除く）。
- ④飲食販売を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

5 実績報告書の作成

業務実績報告書（両面カラー1部）及びその電子データを業務完了後、すみやかに提出すること。

6 その他

- （1）業務の遂行において疑義が生じた場合には、協議会事務局と協議しその指示に従うものとする。
- （2）業務内容については、協議会提案内容を含めて、調整・変更することがある。